

人材流動化に資格認証はなぜ必要か ～ 東京規約がもたらすインパクト～

Tokyo Convention and Its Impact

2018年12月1日
東洋大学 国際学部
芦沢真五

本日本話する内容

1. 外国資格認証(FCE)とは？
2. 外国資格認証(FCE)が機能するために必要なインフラ
3. 外国資格認証(FCE)を支える共通の物差し(NQF)
4. FCEと東京規約の役割
5. FCEにかかわる概念
6. 将来に向けた課題

1. 外国資格認証 (FCE) とは？

そもそもFCEとは？

Foreign Credential Evaluation

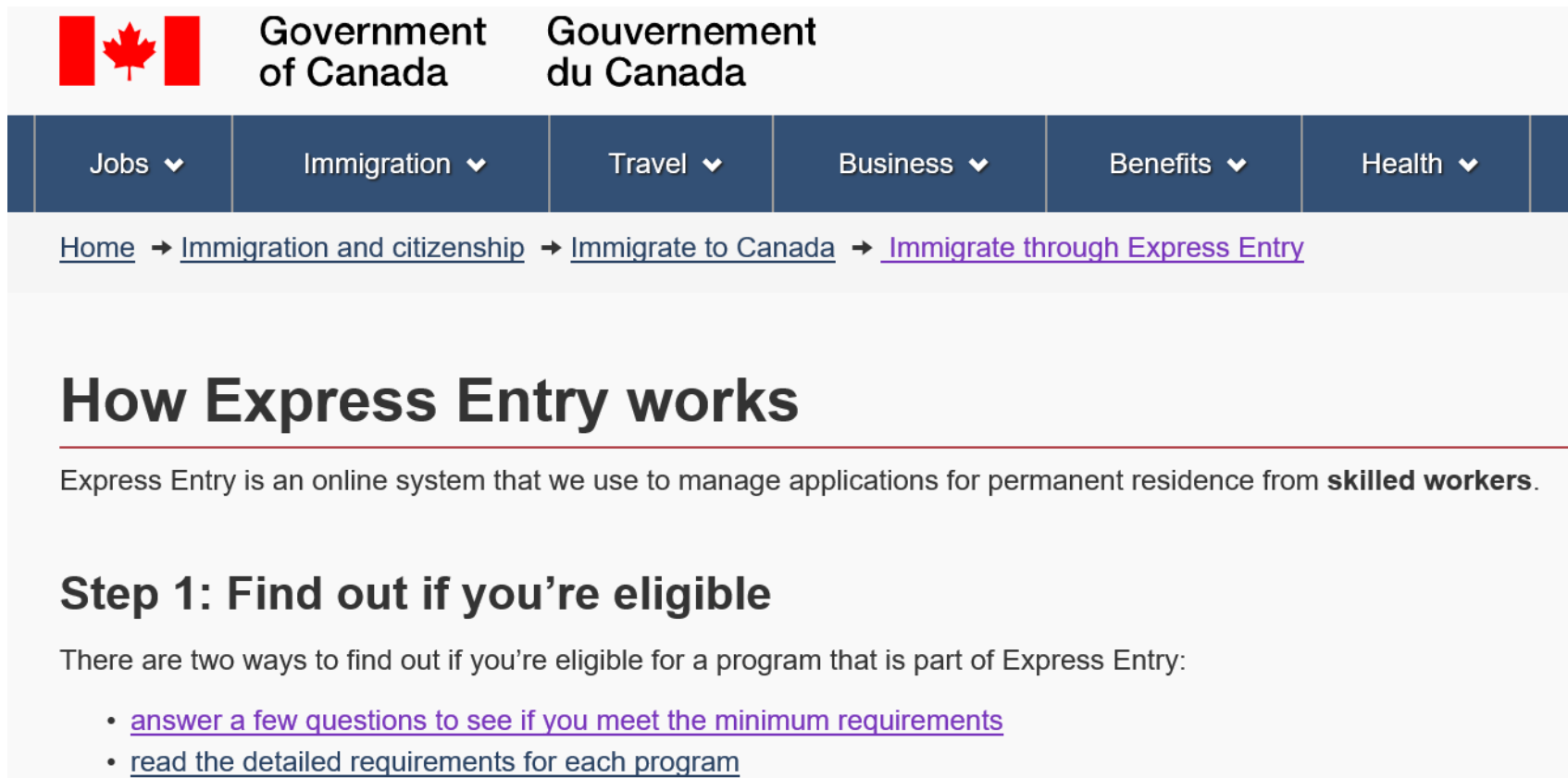
国境を越えた人材の流動化を支えるためのシステム

＜例＞他国への留学に際し、自分の学歴を認証してもらう。

＜例＞自分の資格や職務上の能力を評価してもらって、他国で仕事をする。

FCEの手法は主要国の移民受入れに大きなインパクトを持っている。

<例>カナダにおける移民受入れ審査



The screenshot shows the Government of Canada website header with the Canadian flag and the text "Government of Canada" and "Gouvernement du Canada". Below the header is a navigation menu with tabs for "Jobs", "Immigration", "Travel", "Business", "Benefits", and "Health". The "Immigration" tab is selected. Below the menu is a breadcrumb trail: "Home → Immigration and citizenship → Immigrate to Canada → Immigrate through Express Entry". The main heading is "How Express Entry works". Below the heading is a paragraph: "Express Entry is an online system that we use to manage applications for permanent residence from **skilled workers**." Below this is a section titled "Step 1: Find out if you're eligible". Under this section is a paragraph: "There are two ways to find out if you're eligible for a program that is part of Express Entry:". Below the paragraph is a list of two bullet points: "• [answer a few questions to see if you meet the minimum requirements](#)" and "• [read the detailed requirements for each program](#)".

FCEの手法は主要国の移民受入れに大きなインパクトを持っている。

<例> 豪州における移民受入れ審査



Se

[About Us](#) | [Contact Us](#) | [Media Centre](#) | [Careers](#) | [News](#) |

[Skilled Migration](#)

[Working Holiday Visa](#)

[Business Visas](#)

[Family Visas](#)

[Spouse Visa](#)

[Travel Visas](#)

Visas and Immigration

[Travel Visas](#)

[Working Holiday Visa](#)

Skilled Migration

[Skilled Visa Basic Requirements](#)

[Skilled Visa Points Test](#)

[Medium and Long-term](#)

[Australian Visa Bureau](#) » [Visas and Immigration Migration](#) » [Australia Skilled Migration](#) » **Australia Skilled Occupation List**

[Bookmark](#) [Print](#)

Skilled Occupation List (SOL) Australia

Visa Bureau is not affiliated with the Australian Government but is an independent UK company. Australian visas are available from the Australian Government at a lower cost or for free when you apply directly. Our comprehensive [visa and immigration services](#) include immigration advice from registered migration agents, an exceptional success rate, document checking and visa processing.

FCEの定義

Foreign Credential Evaluation

「外国で発行された学業成績、学位・卒業証明書、各種資格証明書を受入れる(提出された)国において、当該国の教育制度や資格制度の下では、どの段階、あるいはどの資格と同等であるかを評価(認証)すること」(太田2007)

2. 外国資格認証 (FCE) が機能するために必要なインフラ

FCEは高等教育における国際流動化に寄与すること⇒職業教育にも影響

高等教育

欧州高等教育の総合力引上げ
ボローニャ宣言

エラスムスによる学生交流
Tuning Project
ECTS(単位互換システム)

職業高等教育

コペンハーゲン宣言

職業教育における基盤整備
生涯学習支援

高等教育

リスボン協定

国境を越えて学位や資格の認証(モビリティを高める)

- FCE(外国資格認証)が必要
- 資格・職務能力に関する共通の物差しが必要。

FCEが機能するために必要なインフラ

人・組織

- ENIC/NARICセンター（National Information Center）

国際的な取り決め

- リスボン協定（アジアにおいては後述する「東京規約」がある）
- コペンハーゲン宣言

資源（資金など）

- 公的資金で賄われるケース（欧州では多くの国で適用）
- 個人（申請者）が負担する（有料認証サービス）
- 企業や団体（大学など）が負担する

欧州で始まったFCEの議論

- リスボン協定 (Lisbon Recognition Convention) が1999年2月から発効。欧州以外の国も加盟している (カナダ、米国、豪州など)
- この規程では、欧州域内の学生や卒業生が他国での学業継続にあたり、公平な扱いを受けることを前提とする。
“degrees and periods of study must be recognized unless *substantial differences can be proven* by the institution that is charged with recognition.”と規定されている。

欧州におけるFCE機関(ENIC-NARIC)

- **NARIC**

(National Academic Recognition and Information Centers)

ECの主導で1984年に発足した組織で、学生の流動性を確保することを目的にSOCRATES / ERASMUS と連携した取り組みをすすめている。学歴(成績)・資格やディプロマの評価をメンバー国間で相互におこなうことが目的である。

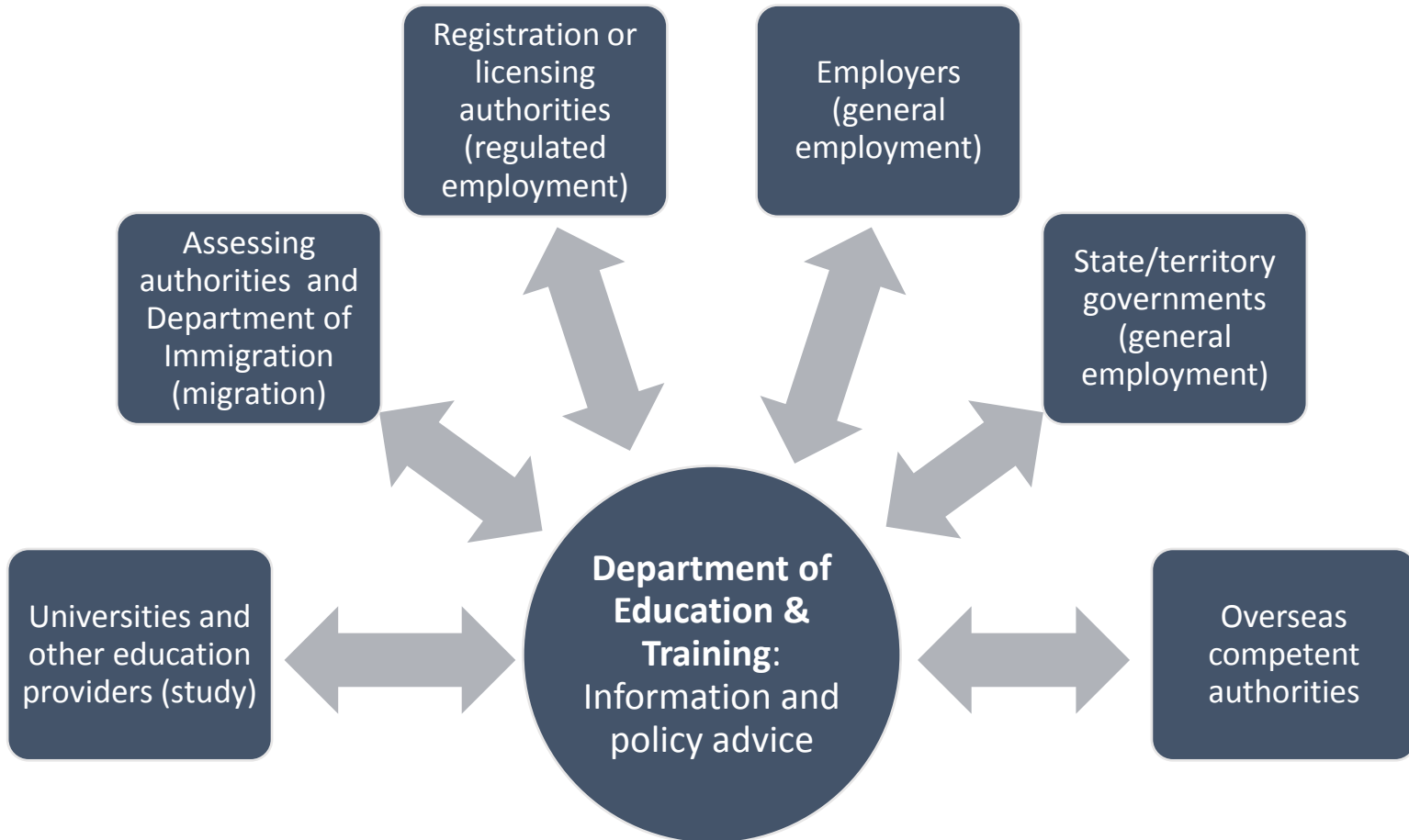
- **ENIC** (European Network of National Information Centres on academic recognition and mobility).

Council of EuropeとUNESCO が共同提唱して、NARICと同様の趣旨をもつネットワーク、ENICが1994年に発足した。ENICには欧州全域のほかに、豪州、カナダ、米国なども参加している。

FCEを担う機関(ENIC-NARIC)と実務

- 欧州各国にENIC-NARICセンターが設置されているが、国によって、設置形態や役割、機能は異なる。当然、活動能力も異なる。
- 欧州の場合、ENIC-NARICセンターは国家による財政支援を受けている。イギリスの場合は完全に民間営利機関がNARICセンターとして設置されている。
- ほとんどのENIC-NARICセンターは外国学歴・資格に関して大学に情報を提供し、助言をおこなう立場であるが、一部の国(ラトビアやキプロス)ではセンターが大学の合否にかかわる決定をしている。

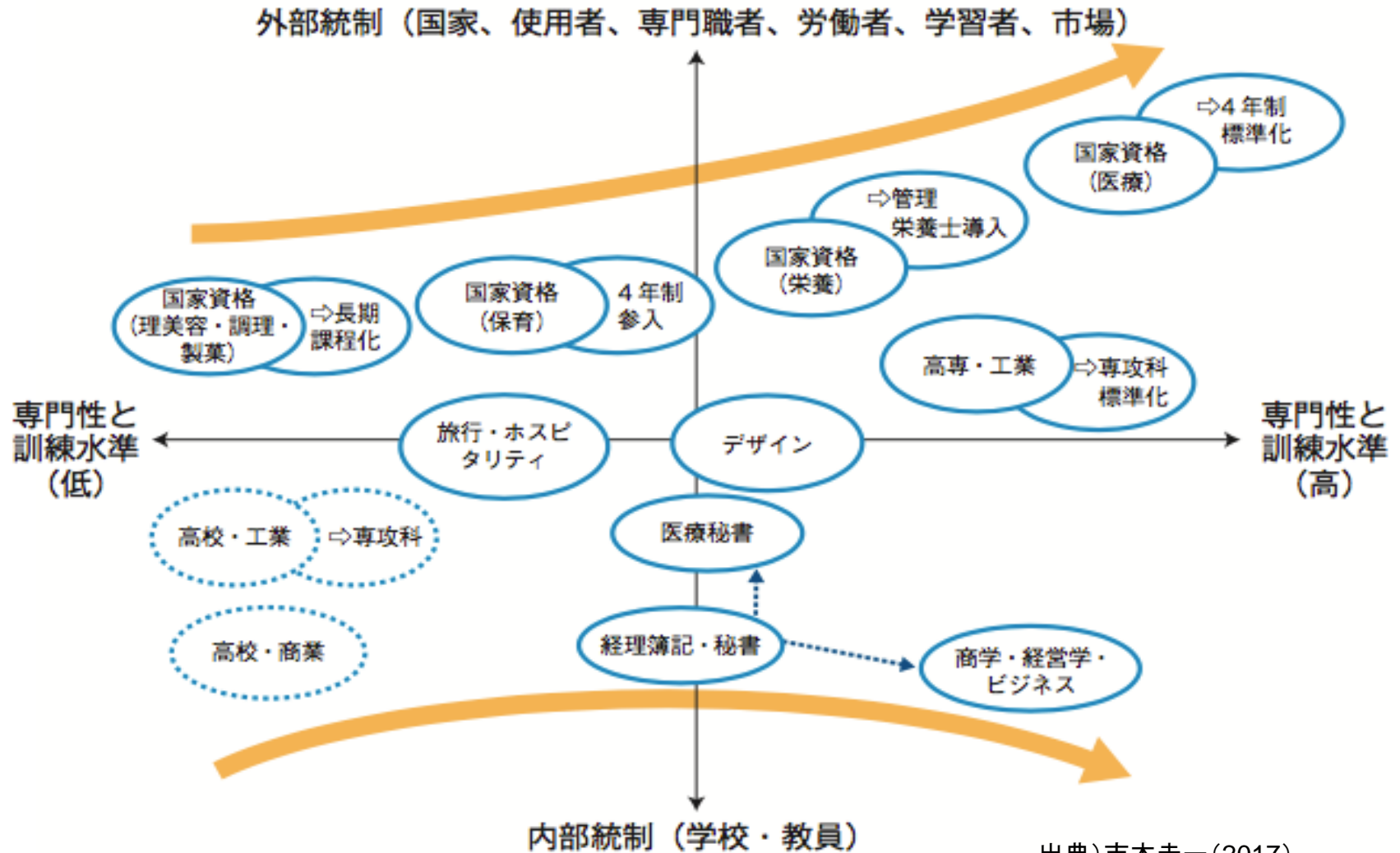
豪州におけるFCE認証機関



3. 外国資格認証 (FCE) を支える共通の物差し (NQF)

職業教育と専門性のマッピング

図2 職業教育訓練各分野の仮説的マッピング



出典)吉本圭一(2017)

職業教育と資格フレームワーク(QF)

Technical and Vocational Education and Training (TVET)



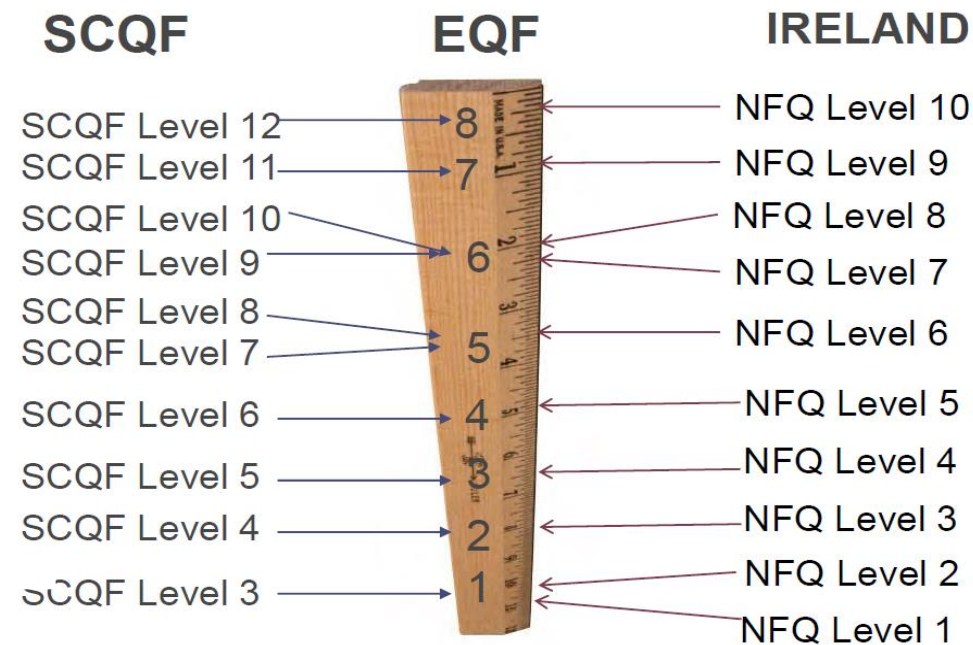
© UNESCO/E. Lazovska
- Secondary technological school, team work in a laboratory

Skills are vital for poverty reduction, economic recovery and sustainable development. As a consequence, policy attention to technical and vocational education and training (TVET) is increasing worldwide.

TVET comprises formal, non-formal and informal learning for the world of work. Young people, women and men learn knowledge and skills from basic to advanced levels across a wide range of institutional and work settings and in diverse socio-economic contexts.

FCEが機能するために必要な尺度 共通の物差し: 資格枠組み (QF)

図1.「流動化」をささえる「共通のものさし」



EQF (European Qualifications Framework)がスコットランドNQF(SCQF)とアイルランドNQFの間の仲介役をになっている。

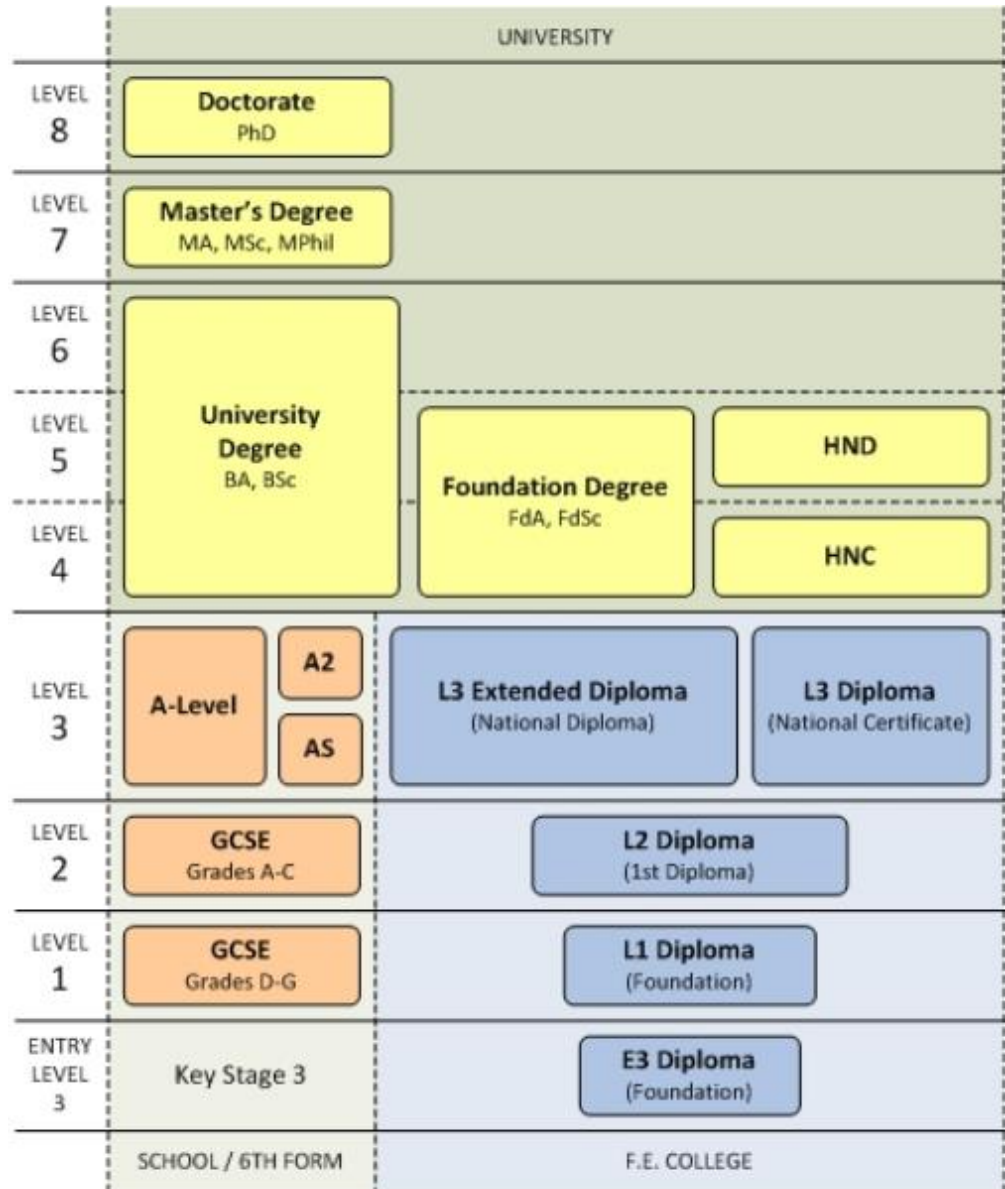
欧州における「共通のものさし」を形成する基盤として、①地域レベル資格枠組み(EQF)、②地域レベルの認証協定(高等教育にかかわるリスボン協定・職業教育についてはコペンハーゲン宣言)、③各国に設置されたFCE専門機関(ENIC-NARICセンター)がある。

FCE専門機関が情報を集約する機能(NIC: National Information Center)も果たしており、高等教育機関などへの助言もおこなっている。

国レベルのQFは、Qualifications and Credit Framework という名称で単位互換システムとして発展してきた。

<事例>

QCF (Qualifications and Credit Framework) levels for common English and Welsh qualifications (secondary/tertiary)



豪州の資格枠組み (AQF)

Australian Qualifications Framework

- 10 段階
- 14 の資格タイプ
- 義務教育修了以降の学習を対象
- 学習成果分析
(知識・技能・応用力を評価)



<http://www.aqf.edu.au/>

4. FCEと東京規約の役割

Lisbon Recognition Convention (1997)リスボン条約

条約署名国: 55 か国 Australia, Canada, Israel, New Zealand, USA他

非署名国: Greece

批准国: 52か国

EU圏以外の批准国 Australia, Israel, New Zealandなど

Tokyo Recognition Convention (2011)東京規約

Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education (注)1983年に締結されたアジア地域条約を改訂したもの)

その他の地域条約:このほか、ラテンアメリカ、アフリカ、地中海、アラブ諸国を対象とした地域条約があり、合計6つの地域条約がある。

ユネスコによる世界条約へ向けた検討

World Recognition Convention (2019を目標とする)

©. Ashizawa

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約

【平成29年12月6日締結】

背景

- 1983年:ユネスコの下で前身の規約を採択。職業資格を含む等の問題点があったため、2007年以降、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- 2011年11月:ユネスコの下、東京において本規約を採択。

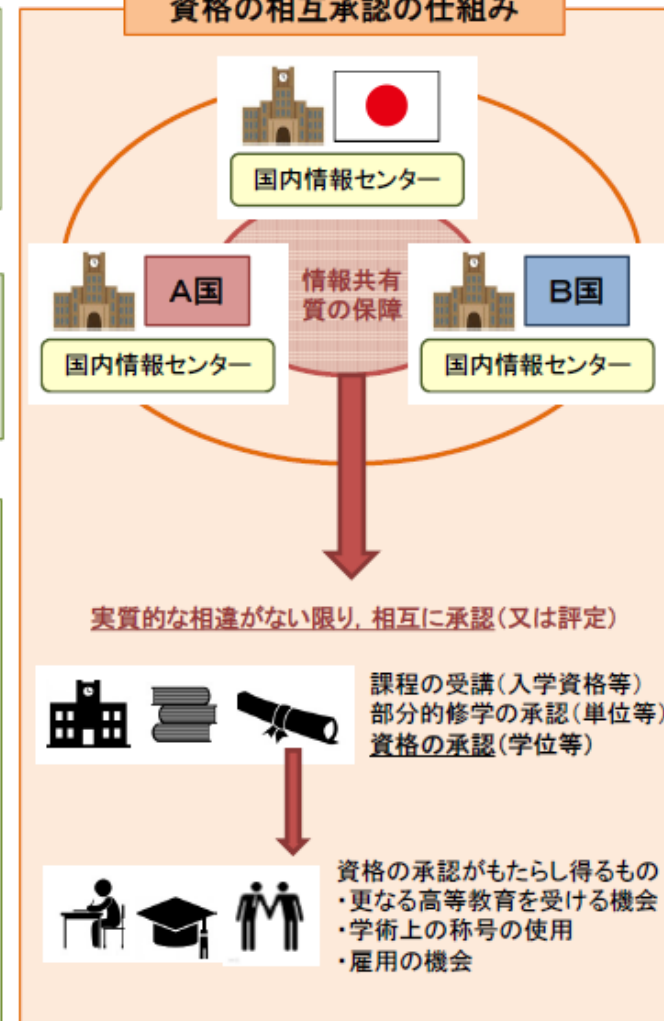
目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

主な内容

- ◆ 締約国は、資格の評定・承認の**手続及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。**(第3章)
- ◆ 締約国は、資格の内容に**実質的な相違がない限り**、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
 - ①高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
 - ②部分的な修学(単位等)(第5章)
 - ③高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は**国内情報センター**を設立し、情報を交換する。(第8章)

資格の相互承認の仕組み



東京規約とは(1)

締約国 5か国

2017年11月時点まで中国、オーストラリア、ニュージーランドの3か国であったが、12月5日に日本と韓国が同時に加盟を決定した。

・目的<全文より>

高等教育の資格の承認が、学生及び学者の国際的な移動を容易にすることを確信し、アジア太平洋において経済的、社会的、文化的及び技術的な発展を容易にし、並びに平和を促進すること

東京規約とは(2)

第二章

Competent Authority (権限のある承認当局)にかかわる規定。

外国成績・資格の承認を行う機関をどう定義するかは、国の方針に基づく

- ①政府自身がRecognition Bodyとなる場合
- ②適切な評価委機関を指定する場合
- ③個々の高等教育機関が最終決定をする場合が考えられる。

東京規約とは(3)

第三章 Basic Principals (基本原則)

- 一貫性、信頼性及び公平性の原則
- 情報提供
- 申請者による不服申し立ての権利

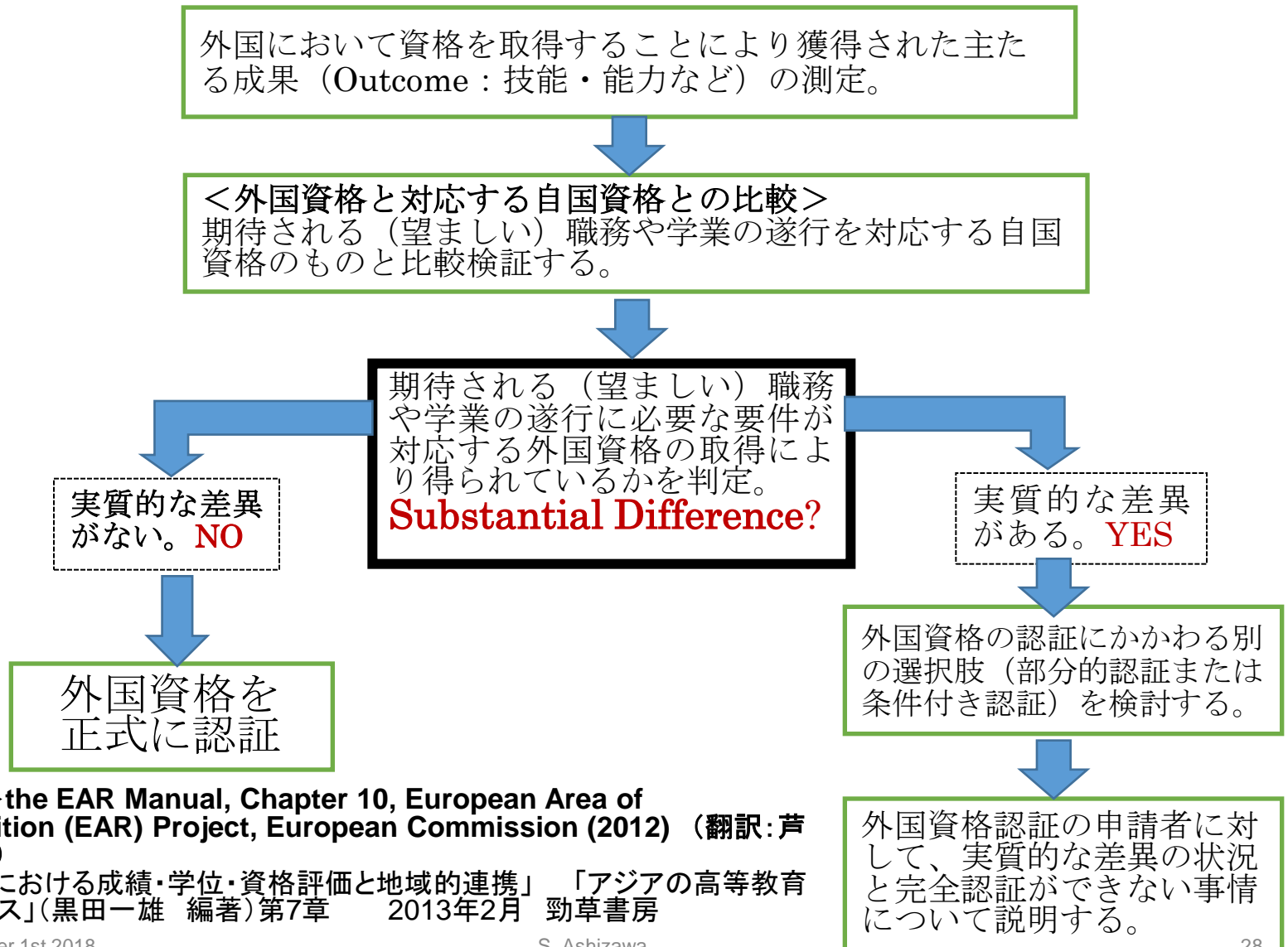
東京規約とは(4)

第四章～第六章

Recognition Process (資格の承認)

- 承認の原則 (Substantial Difference)
- 高等教育を受ける機会を与える資格の承認
- 部分的な修学の承認
- 高等教育の資格の承認

「実質的な差異(Substantial Difference)」の概念と認証のフローチャート



<出典> the EAR Manual, Chapter 10, European Area of Recognition (EAR) Project, European Commission (2012) (翻訳: 芦沢, 太田)

「日中韓における成績・学位・資格評価と地域的連携」 「アジアの高等教育ガバナンス」(黒田一雄 編著)第7章 2013年2月 勁草書房

東京規約とは(5)

第七章 難民の資格認証

締約国は、「証拠書類によって証明できない場合においても、これらの者が高等教育課程の受講又は雇用に係る活動を行うための資格の承認について関連する要件を満たしているか否かを公正かつ迅速に評定するための手続(従前の学習の承認を含む。)を作成するため、あらゆる合理的な努力」を払うと規定。

東京規約とは(6)

第八章 第8条の1 情報提供(NICの役割)

各締約国は、自国の高等教育制度に属する教育機関によって付与された資格の質が、承認が求められている締約国における承認を正当化するものであるか否かについて、他の締約国の権限のある承認当局が確認することができるようにするため、これらの**教育機関および自国の質の保証制度に関する適切な情報を提供する**。この情報には、次のものを含める。

- (a) 自国の高等教育制度に関する説明
- (b) 自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要及びそれぞれの高教育機関の典型的な特徴の概要
- (c) 自国の高等教育制度に属する**承認され、又は認定された高等教育機関(公立及び私立)の一覧**であって、各種の資格を与えるこれらの高等教育機関の権限並びにそれぞれの高等教育機関を利用し、及び**課程を受講するための要件**を示すもの
- (d) 質の保証の仕組みに関する説明
- (e) 自国の教育制度に属すると認める自国の領域外に所在する教育機関の一覧

東京規約とは

第八章 第8条の2 情報提供(NICの役割)

各締約国は、高等教育の資格の承認を容易にするため、次のことにより、関連する正確な、かつ、最新の情報を提供する。

- (a) 自国の高等教育制度及び資格に関する信頼すべき、かつ、正確な情報の入手を容易にすること。
- (b) **他の締約国の高等教育制度及び資格に関する情報の入手**を容易にすること。
- (c) 自国の法令に従い、承認事項及び資格の評定に関する助言又は情報を提供すること。

第八章 第8条の3 情報提供(NICの役割)

各締約国は、高等教育に関する**情報を提供する国内情報センター【national information centre】**の設立及び維持のための適切な措置をとる。

5. FCEにかかわる概念

教育の国際化

International Education

Transnational Education (TNE)
Joint/Double degree
Internationalization at Home
International Articulation
Credit Transfer

多文化共生・異文化理解

Multiculturalism

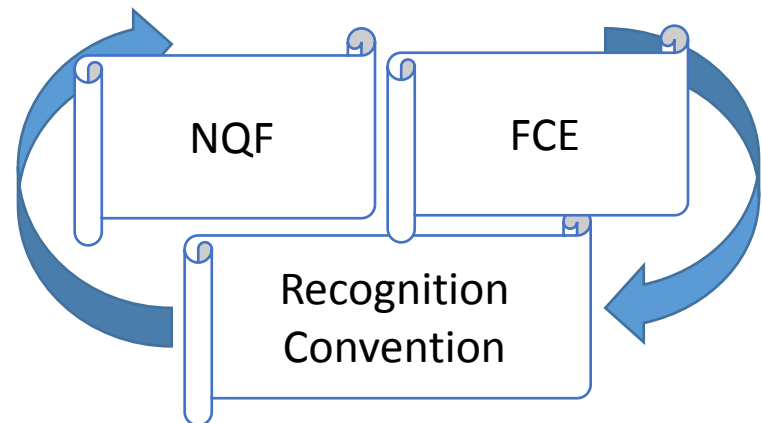
Support for new comers

- Language
- Education
- Medical
- Career support

人材の流動化

Mobility of Human Resources

Academic Credential
Professional Experience
(Global JINZAI)
Life-long Education



「資格認証：Recognition」を取り巻く主要概念

Quality Assurance

大学の機関認証(アクレディテーション)など

Learning
Outcome
学習成果

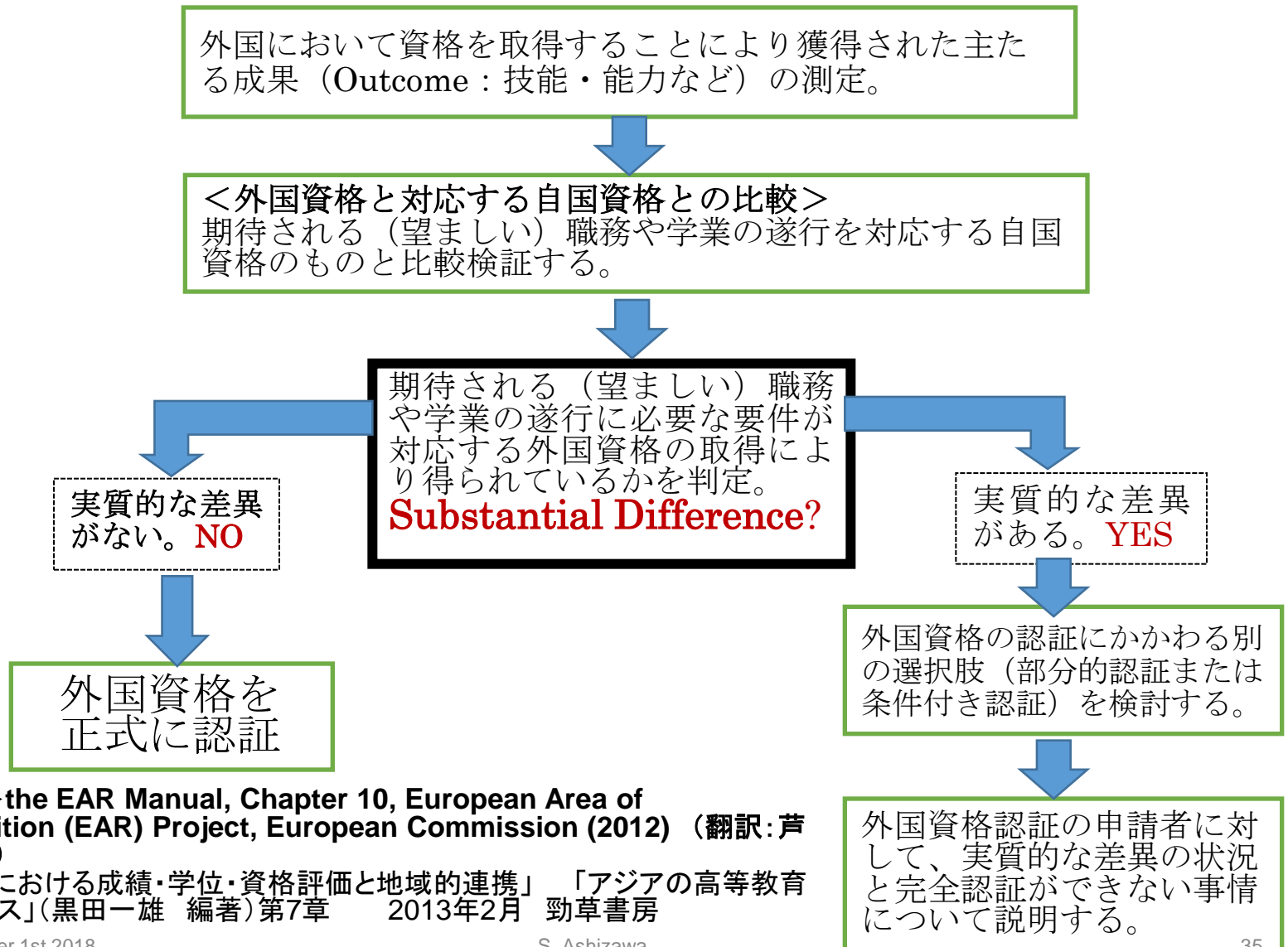
Qualification Framework

職業・職務のかかわる資格枠組み

Recognition (資格認証)

外国成績・資格認証など

「実質的な差異(Substantial Difference)」の概念と認証のフローチャート



<出典> the EAR Manual, Chapter 10, European Area of Recognition (EAR) Project, European Commission (2012) (翻訳: 芦沢, 太田)

「日中韓における成績・学位・資格評価と地域的連携」 「アジアの高等教育ガバナンス」(黒田一雄 編著)第7章 2013年2月 勁草書房

「実質的な差異」の判断基準

European Area of Recognition(EAR) Report(2012)をもとに作成

Keyword	判断基準	ケース分析をする際に留意する指標およびプログラム
Level	資格枠組 (NQF)	EQF(欧州全体)とNQF(国レベル)の資格枠組みがFCEの判定にどの程度のインパクトを持つかを分析
Workload	単位互換システム	ECTSによる単位認定(他の単位互換システムとの連携)
Quality	学位の質保証	アクレディテーション、ディグリーミル問題など
Profile	チューニング	ディプロマ・サプリメント、チューニングCoreプロジェクトによる学位プロフィールなど
Learning Outcome	学習成果	可視化された学生の学びのプロセス。学位プロフィールの記載事項との調整

6. 将来に向けた課題

日本の現状

FCEがなぜ重視されてこなかったか？

<志願者のプロフィール>

1. 日本の大学に在籍する留学生の大半が、中国(60.4%)と韓国(11.3%)の出身である。
2. 入学志願者のほとんどが日本語学校在籍者または研究生(国立大学の大学院に多くみられる)。

国内入試に依存し、渡日前受験が拡大しない。(G30などによる英語コースを除くと、海外からの直接出願が定着していない。)

- 「日本がアジアの教育ハブになれない」と指摘されている要因の一つはここにあるのではないか？
- 中国と韓国からの留学生に依存する状況ではFCEシステムの必要性が十分に認識されない。

日本の大学の受入れ体制 FCEがなぜ必要か？

<志願者のプロフィール>

1. 多様な国からの受験者
2. 多様なバックグラウンドを持つ志願者
3. 国際編入制度の積極的な運用による志願者増大
4. 海外大学の分校などで留学生の受け入れ

渡日前受験(直接出願による国際編入を含む)を英語学位コース以外にも拡大、発展させる。

多様な国からの留学生、多様なバックグラウンドをもつ学生の受入れにはFCEは不可欠である。

国際評価研究から日本への示唆 —NICとFCE認証機関は同一機関??—

- NICの主たる役割は情報提供。FCE認証機関に機能を持つとは限らない。欧州でもNIC=FCEとなっている場合、そうでない場合がある。
- 欧州のFCE機関(ENIC・NARIC)でも、決定に法的拘束力がある場合、と拘束力をもたず単にRecommendationを提示する場合、の二通りがある。
- 各国における外国学歴・資格評価の進め方が高等教育機関の質保証とどうリンクしているか、に注目すべき。

電子認証に向けた世界的な取り組み 学習成果のデジタル化を目指すグローニン ゲン宣言



2012年のGlobal Founding Seminarの参加者が提唱して推進されている国際会議。学生の学習成果をオンライン情報として提供できるような国際枠組みを提唱。

Who we are ▾ What we do ▾ Get involved ▾ Events ▾ Media ▾ Contact us



認証の電子化がもたらすインパクト

Digital Student Portability

<課題>

- 電子認証にかかわるポリシーの確立
- 電子認証による効率性と迅速性
- 信頼できるネットワーク利用による高い信ぴょう性
- 質の高い資格認証を可能とする
- 大学間共同教育、共同学位、地域ネットワークなどでの効率的な成績評価と運用

日本におけるFCEのあり方(将来設計)について(検討課題)

- 日本における高等教育機関におけるより正確なニーズ把握
- 競争環境にある世界の高等教育機関との比較(入試システムなど)
- 運営可能なFCEシステムの検証
- Centralized or Decentralized
- 経費負担のあり方(受益者負担か?)
申請者個人の負担か?
または大学にとる負担か?
- アウトソース型組織はどこまで発展するか?

Thank you for your attention!!

東洋大学 国際地域学部

芦沢真五

ashizawa@toyo.jp